

- 1 固定資産税(土地・家屋分)の納税義務者は、その年度の初日が属する年の1月1日(賦課期日)現在において、土地又は家屋の課税台帳若しくは補充税台帳に所有者として登録されているものとなっておりますが、賦課期日前に死亡又は消滅しているときには、その土地又は家屋を現実に所有している人が納税義務者となります。
- 2 台帳上の所有者とは、賦課期日現在において、本市の土地又は家屋の課税台帳等に所有者として登録されている人をいいます。
- 3 現実の所有者とは、前項の所有者が死亡又は消滅したことによってその土地又は家屋を賦課期日現在所有することとなる人で、個人の場合主として相続人がこれに該当します。
- 4 台帳上の所有者が土地又は家屋を数筆又は数棟所有し、それぞれ現実の所有者を異にする場合は、固定資産の表示の摘要欄に、その旨を記載してください。
- 5 この届書によって、固定資産税の納税義務者の名義が変更されますが、これは固定資産税の納税における名義の変更で、土地または建物登記簿の所有権名義の変更まで及ぶものではありません。所有権名義の変更は、登記所において手続きしなければなりませんからご注意ください。

6 添付書類等

この届書を提出する際には、次の事由区分により、それぞれの区分ごとに掲げるすべての書類を添付又は提示してください。

(1) 相続人全員が所有者となる場合(次の(2)及び(3)に掲げる以外の場合)

- ① 固定資産現所有者届書
- ② 戸籍謄本(提示)
- ③ 遺産分割協議書が整っている場合は、遺産分割協議書(写又は提示)

(2) 次の事由により、相続人全員が所有者とならない場合で

ア 相続人の一部の方又は全員が相続権を放棄している場合

- ① 固定資産現所有者届書
- ② 戸籍謄本(一部放棄の場合に提示)
- ③ 裁判所の調書(一部放棄の場合に放棄した旨の調書の提示)
- ④ 現に所有する者の所有権を証する書面(相続財産法人を証する書面等の提示)

イ 相続人の一部の方又は全員が相続した固定資産を贈与している場合

- ① 固定資産現所有者届書
- ② 戸籍謄本(提示)
- ③ 贈与を証する書面(写又は提示)
- ④ 贈与者の印鑑証明書(交付後3ヶ月以内のものに限る。)

(3) 被相続人の生前に売買贈与等により所有権が移転済の場合

- ① 固定資産現所有者届出書
- ② 売買契約書又は贈与等を証する書面(写又は提示)
- ③ 相続人の承諾書及び印鑑証明書
- ④ 戸籍謄本(提示)

(4) 法人の合併による所有権移転の場合

- ① 合併後の法人の法人格を証する商業登記後の抄本
- ② 台帳上の所有者が消滅し合併したことを証する公の機関(例えば登記所)が発行する書面(写又は提示)

(注) 1 「戸籍謄本」は、被相続人と法定相続人全員の関係が明らかになっているものが必要です。したがって、除籍謄本または改製原戸籍謄本が必要な場合がありますので、当該市町村に戸籍謄本を請求する際に、「相続」に必要な旨を申出て、上記の法定相続人全員が登載されている戸籍謄本の交付を受けてください。

2 死亡した年内に、相続登記を済ませる方は、この書類を提出する必要はありません。